

発行/新潟県西蒲原郡西川町役場    編集/総務課    毎月10日・25日発行

## 4月24日(日曜日)は

### 町長選挙及び 町議会議員補欠選挙の

## 投票日

### 最も身近な選挙

義理や人情に動かされず清き一票を!

町長の死亡に伴う西川町長選挙が行われることになりました。  
また、欠員中の西川町議会議員の補欠選挙が西川町長選挙と同時に進行することになりました。

そこで町選挙管理委員会では、これらの選挙を求

る四月十七日(日)告示、四月二十四日(日)投票と決定しました。  
私たちにとって最も身近な選挙ですから、投票日には棄権することなくみんな投票しましょう。

#### ○選挙の主な日程

今回の町長選挙及び町議会議員補欠選挙の主な日程は次のとおりです。

※四月十一日(月)

・立候補届出関係用紙交付開始  
この日から、希望者に立候補届出に必要な用紙等を交付しますので、必要な方は選挙事務室まで申し出てください。

・立候補予定者説明会  
日程等は別に掲げてある記事をご覧ください。

※四月十三日(水)

・立候補届出関係書類の予備審査開始  
この日から十四日まで二日間、立候補届出関

係書類の事前審査を行いますので、立候補予定者はなるべく選挙事務室でこの審査を受けてください。

※四月十七日(日)

・告示日  
この日から法律上、正式に選挙事務が始まります。

・立候補受け付け開始  
この日から、立候補の受け付けが開始されます。(午前八時三十分～午後五時)

・不在者投票開始  
この日から不在者投票ができます。

※四月十八日(月)

・立候補届出締め切り  
この日の午後五時で立候補の届け出は締め切ら

れます。

※四月二十日(水)

・郵便による不在者投票請求締め切り  
身体に重度の障害のある人は、自宅等で投票できる制度がありますが、これらの人の投票用紙等の請求はこの日で締め切られます。

※四月二十一日(木)

・選挙立会人届出締め切り  
候補者は、選挙立会人を一人届け出ることができず、この日で届け出は締め切られます。

※四月二十三日(土)

・不在者投票締め切り  
この日で不在者投票は締め切られます。

※四月二十四日(日)

・投票日

○投票の日時

四月二十四日(日)午前七時から午後六時まで

○投票できる人

※昭和三十八年四月二十五日まで生まれた人
※昭和五十八年一月十五日までに西川町に転入届けを出して、投票日現在も西川町に引き続いて住所を有している人

○投票所の場所

Table with 2 columns: 投票区分名, 場所. Lists voting districts and their respective locations like 第一投票区 鎧郷保育園, 第二投票区 西川町役場分館, etc.

あなたの投票を行っていただく投票所は、四月十七日ごろお配りする入場券に書いてあります。

投票にお出かけになる前に、もう一度自分の入場券を確かめて、お間違いないようにしてください。

○投票できない人

※他の市町村へ住所を移した人
※法律により選挙権が停止されている人

○町内で住所を移した人

四月十五日までに転居届をした人は、新住所地の投票所で投票できます。
なお、四月十六日以降に転居届をした人は、旧住所地の投票所で投票することになります。

○不在者投票

投票日に、仕事ややむを得ない用務、レジャー等を予定し、決められた時間内に投票所に行つて投票できない人は、事前に不在者投票ができます。

○郵便による不在者投票

身体に重度の障害のある人は自宅等で投票のできる制度があります。(詳しいことは、三月二十五日号の「広報にしかわ」をご覧ください)
なお、これらの人の投票用紙等の請求は、四月二十日(水)

※不在者投票のできる期間
四月十七日(日)から四月二十三日(土)の毎日午前八時三十分から午後五時まで(土曜・日曜でもできます)
※不在者投票の場所および手続き
役場二階選挙事務室で受け付けます。手続きに必要な用紙類は選挙管理委員会に備えてありますので、印鑑と入場券(届いていない場合は不要)を持っておいでください。
※病氣、ケガ、お産等で入院中の人は、その病院が不在者投票指定病院になっていればその病院において投票することができますので、病院に申し出てください。(指定病院でない施設に入院中の人は役場ですることになります)

○代理投票

投票したくとも、手をケガしたなどの理由で字が書けない人は代理投票ができます。
代理投票の手続きは、投票所へおいでになって、係員に「代理投票をしたい」とお申し出になれば、係員が代わって他の係員の立ち会いのうえで書いてあげます。
なお、係員は投票の内容を他にも知らすようなことは絶対ありませんから、安心して申し出てください。

○入場券をなくした時などは

もし、配られた入場券を誤ってなくした時は、投票所へ行って受付係に「入場券をなくした」と申し出れば投票することができます。
入場券をなくしたからといって、投票を棄権しないようにしましょう。
なお、入場券の届かない人、また書かれていることに誤りなどがありましたら、早めに選挙管理委員会へお申し出ください。

立候補予定者説明会

今行われることになった西川町長選挙及び西川町議会議員補欠選挙に立候補を予定される方の説明会を、次のとおり開催します。立候補予定の方は出席してください。

- ※期日 四月十一日(月)
※場所 西川町役場議場
※日程 午前九時三十分～午後一時三十分
西川町長選挙
西川町議会議員補欠選挙

選挙人名簿の縦覧は4月17日から5日間です

選挙人名簿の縦覧

今回の選挙時登録で新しく登録される方の選挙人名簿を四月十七日(日)から四月二十一日(木)までの五日間、毎日午前

八時三十分から午後五時まで、役場総務課において縦覧いたします。



よい政治

この一票が左右する

西川町明るい選挙推進協議会

役場 玄関前

開票場をビデオ放映

即日開票午後八時開始(役場議場)

開票は、午後8時から役場2階議場で選挙会事務にあわせて行います。開票を参観したい人は当夜、会場の受付にお申し出ください。また、開票の場を役場正面広場において放映する予定ですから、そこでもご覧になることができます。

○選挙の問い合わせ

選挙についての問い合わせは、  
役場内の選挙管理委員会（TEL  
3111）へお願いします。

きれいな選挙で住みよ日本

# 統一地方選挙

## 4/10

都道府県・指定都市

市区町村 

## 4/24